

2022年度秋学期 新宿キャンパス 公認欠席（新型コロナ関係）について

※下記の1～5に該当する場合、必ず報告をしてください。

その場合、公認欠席として取り扱いますので、対応方法（詳細は次ページ）を確認してください。

※対象となる期間中の「朝・夕の体温の記録」をスマートフォンのメモ帳等に保存しておいてください。

	内容	出席停止期間	対応方法
1	新型コロナウイルス感染者	保健所等の指示内容による。	すぐに「感染報告」フォームから報告する。 回復後に再度、「感染報告」フォームから、“回復報告”をする。
2	濃厚接触者であると判断された(疑いを含む)	保健所等の指示内容による。	「濃厚接触者指定報告」フォームから報告する。 指定が解除されてから、「濃厚接触者指定報告」フォームから“解除報告”をする。
3	37.5℃以上の発熱が1回以上出たが、 新型肺炎ではなかった。	解熱(37.0℃以下)後、2日経過 (例:解熱した日が10/1の場合、 10/3まで)	すぐに「不明熱」フォームから報告する。 「 <u>解熱後、2日経過</u> 」してから、「不明熱」フォームから “回復報告”をする。 ※累計2回目からは、病院を必ず受診すること。受診が確認できない場合は、公欠申請は不可。(領収書は、自宅で保管しておいてください。)
4	37.4℃以下だが、微熱と下記の症状があり 自宅療養で軽快した。 ・咳(喘息の悪化含む)やくしゃみ ・のどの痛み・息苦しさ ・頭痛・関節痛・下痢や嘔吐 ・その他風邪の症状	症状軽快後、2日経過 (例:症状軽快した日が10/1の場合、 10/3まで)	すぐに「不明熱」フォームから報告する。 「 <u>症状軽快後、2日経過</u> 」してから、「不明熱」フォーム から“回復報告”をする。 ※累計2回目からは、病院を必ず受診すること。受診が確認できない場合は、公欠申請は不可。(領収書は、自宅で保管しておいてください。)
5	実習先で新型コロナウイルスが発生し、 実習中止と判断された。	状況に応じて判断する。	① すぐに「濃厚接触者指定報告」フォームから報告する。指定が解除されてから、「濃厚接触者指定報告」フォームから“解除報告”をする。 ② すぐに学生課にメールで報告する。 その後の指示に合わせて病状報告書を提出し、書面で公欠手続きを行う。 * 病院で受診した場合は、領収書のコピーも提出すること。

上記の理由により授業を欠席した場合は、体調回復後、公認欠席の申請が必要です。

ワクチン接種に伴う、公認欠席手続きについては、p.4をご確認ください。

学生の手続方法

学生は下記の URL にあるフォームから各種の申請を行ってください。

https://www.mejiro.ac.jp/univ/information_covid-19/

[目白大学 HP→在学生の方へ→新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する本学の対応について【まとめ】]

※報告は「発症等をした時」と「回復等をした時」、必ず行ってください。**その後、公認欠席の手続きに進んでください。**

※対象となる期間中、「朝・夕の体温の記録」をスマートフォンのメモ帳に保存しておいてください。

<公認欠席について>

※「回復等をした日」から 1 週間以内に同じフォームより報告してください。

報告(入力)が無かったり、入力に不備があった場合には公欠になりませんので、説明をよく読んで回答してください。

不備がある場合、教務課から連絡をしますので、連絡が受け取れるようにしておいてください。

(colkyomu@mejiro.ac.jp / 03-5996-3122) なお、メールは、大学のメールアドレス宛に送られます。

1. 新型コロナウイルス感染者

大学へは登校せず、「感染報告」フォームから報告を行ってください。(“感染報告”と“回復報告”の 2 回)

“回復報告”の後に、公認欠席科目の申請が可能になります。

2. 濃厚接触者であると判断された場合(疑いを含む)

大学へは登校せず、「濃厚接触者指定報告」フォームから報告する。

指定が解除されてから、「濃厚接触者指定報告」フォームから“解除報告”をする。」フォームから報告を行ってください。(“指定報告”と“解除報告”の 2 回)“解除報告”の後に、公認欠席科目の申請が可能になります。

3. 37.5℃以上の発熱が 1 回以上だが、新型肺炎ではなかった場合

4. 37.4℃以下だが、微熱と下記の症状があり自宅療養で軽快した場合

大学へは登校せず、「不明熱」フォームから報告を行ってください。(“発症報告”と“回復報告”の 2 回)“回復報告”の後に、公認欠席科目の申請が可能になります。

※不明熱の報告・発症が累計 2 回以上あった場合、病院の受診が必須です。

受診が確認できない場合は、公欠申請は不可です。(領収書は、自宅で保管しておいてください)

5. 実習先で新型コロナウイルスが発生し、実習中止と判断された場合

① 濃厚接触者と判断された場合

「2. 濃厚接触者であると判断された場合」と同じ対応をとってください。

② ①以外の場合(感染者との接触はなく、同じ教室にいたこともない場合等)

大学へは登校せず、「濃厚接触者指定報告」フォームから「濃厚接触者(疑い)」と報告する。

指定が解除されてから、「濃厚接触者指定報告」フォームから“解除報告”をする。」フォームから報告を行ってください。(“指定報告”と“解除報告”の 2 回)“解除報告”の後に、公認欠席科目の申請が可能になります。

上記のメール連絡後、申請期間に対して下記の条件に該当していた場合に限り、公認欠席として認められます。

公認欠席の条件：

- ① 同居する人に発熱等の症状があったこと
- ② 学生は、申請期間中 自宅待機し、体温観察・記録を必ず実施していたこと
- ③ 同居する人が医療機関を受診し、PCR 検査で陰性の判定が出るまでの期間であること

以上

2022 年度秋学期 公認欠席手続き(新型コロナワクチン接種時)

(新宿キャンパス)

●学外で接種をした学生

→公認欠席を申請する学生のみ、次のフォームから報告・申請してください。

申請期限：接種日当時・当日～副反応が落ち着いた後、1 週間以内

学外接種報告フォーム→ <https://forms.gle/FHaUDL7mvwPwhWkm7>

★「接種済証等、接種の事実が証明できる書類の“画像”」を提出する必要があります。

<ワクチン接種による公認欠席基準>

	内 容	公欠対象となる期間
1	ワクチン接種のため授業を欠席した。	接種日当日
2	接種後に発熱、頭痛、下痢、吐き気、嘔吐等、接種の副反応が疑われ、且つ授業出席に支障するような症状が現れた。	接種翌日から 2 日以内

* 学内の職域接種を実施場合の申請方法は、別途お知らせします。

以上